令和６年度第１回富津市男女共同参画審議会　会議録

１　会議の名称	令和６年度第１回富津市男女共同参画審議会
２　開催日時	令和６年５月 29 日（水） 午後１時 30 分～午後２時 10 分
３　開催場所	富津市役所５階　504 会議室
４　審議等事項	（１）会長及び副会長の選出について （２）富津市男女共同参画計画の取組状況について （３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について
５　出席者名	富津市男女共同参画審議会委員（６名） 小幡　伸吾、田口　淳和、竹内　信夫、橋本　茂、 森田　吉一、山口　文枝 事務局（５名） 市長　高橋　恭市、企画政策部長　石井　太、 企画課長　秦野　憲一、企画係長　牧野　圭吾、 主事　神子　裕美
６　公開又は非公開の別	（公　開）・　一部公開　・　非 公 開
７　非公開の理由	~~富津市情報公開条例第 23 条第　　号に該当~~ （理由）
８　傍聴人数	０人（定員５人）
９　所管課	企画政策部企画課企画係 電話　０４３９－８０－１２２３
10　会議録（発言の内容）	別紙のとおり

令和６年度第１回富津市男女共同参画審議会　会議録

発言者	発言内容
事務局	１　開会 委員の皆様におかれましては、本日はご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。 本日会議の進行を務めさせていただきます、企画課企画係の牧野と申します。よろしくお願いいたします。 会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。 お手元に配付してございます資料は、会議次第、席次表です。 事前送付の資料は、資料１「富津市男女共同参画計画」、資料２「富津市男女共同参画計画　概要版」、資料３「富津市男女共同参画計画　具体的取組等一覧」、資料４「富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(案)概要」、資料５「富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱(案)」となります。以上が本日の会議資料でございます。資料はお揃いでしょうか。 定刻前ではございますが、お揃いになりましたので、会議を始めさせていただきたいと思います。着座にて失礼します。 それでは、ただいまから、令和６年度第１回富津市男女共同参画審議会を開会いたします。 初めに、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。 ７名の委員のうち、森田葉子委員におかれましては、本日欠席のご連絡をいただいておりますので、出席委員６名、欠席委員１名でございます。従いまして、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第 11 条第２項の規定により、半数以上のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。 続きまして、会議の公開についてご説明いたします。 富津市情報公開条例第 23 条第１項の規定により、市民の意見を市政に反映させるために設置する会議で市民が構成員に含まれている会議については、法令等の特別の定めがある場合等を除き公開することとなっております。この規定により、本会議につきましても、傍聴者の受け入れ体制を整備し、会議の議事結果を公表することとしております。 なお、本日につきましては、傍聴者がいないことをご報告させていただきます。 また、会議録作成のため録音させていただきますので、ご了承願います。

	２　委嘱状の交付
事務局	続きまして、委嘱状の交付でございますが、事前に皆様のお手元に委嘱状を交付させていただきましたのでご了承ください。
	３　市長挨拶
事務局	続きまして、高橋市長から、ご挨拶を申し上げます。
高橋市長	皆様、こんにちは。令和６年度第１回目となります富津市男女共同参画審議会の開会にあたりご挨拶を申し上げたいと思います。 委員の皆様方におかれましては、公私ともに大変ご多用の中、本審議会委員をまずはお引き受けいただきましてありがとうございます。また、本日ご多忙の中、ご出席いただいたことを重ねて感謝申し上げます。 本日から富津市役所も空調、冷房の方が入っているというふうに聞いておりますけども、いかんせん効きが悪いようでしてお飲み物を飲みながら、また暑いようでしたら上着で調整をいただければ幸いでございます。 さて、本審議会でありますけども、富津市男女共同参画のまちづくり条例の規定に基づきまして、男女共同参画の推進に関する施策や、重要事項について調査、審議するための機関として設置をさせていただいております。 皆様もよくご存知の通り、近年では男女共同参画、女性活躍社会という言葉が一般に耳にするようになってまいりました。当たり前だと思うと同時に、遅すぎるのかなというような気もいたしております。 そうした時、私ども富津市役所におきましても、実は市政施行 52 年目にして初めて女性の部長がこの４月に誕生しておりますし、また課長職も４人の女性が今務めてくれています。 本当に女性活躍社会だなというふうに感じると同時に、女性がいなければやはり物事が進まないということを様々な点でも感じていると、実際に私も思うところでございます。 本市におきましては、今後も、令和５年３月に策定いたしました富津市男女共同参画計画に基づいて、その計画の推進をもって男女共同社会を目指してまいりたいと、そのように考えております。 そうした中、本日の議題でございますが、今後、私ども富津市においても導入を検討しております富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、説明をさせていただきたいというふうに思っております。詳細はこの後、担当から説明を致させますけども、計画の推進

	に当たりまして、委員の皆様それぞれの立場で、日頃からの生活やお仕事の中で感じていることなども含め、忌憚のないご意見をお寄せいただければ幸いでございます。 　今後とも富津市のまちづくりにつきまして、皆様方のご支援ご協力を心よりお願いして、会議冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いをいたします。 ４　委員及び事務局の紹介
事務局	続きまして、本日が初めての会議でございますので、小幡委員から順に、自己紹介をお願いいたします。
小幡委員	こんにちは。私は富津市商工会青年部の副部長として参加させていただいております。 　普段はですね、大沢地区で新舞子海水浴場という海水浴場の目の前で高齢者施設を運営しております。こういった会議に参加させていただく上で、私がどういった発言をできるのかなというふうなところではありますが、皆さんのご意見も聞かせていただきながら、私なりに皆さんと一緒に発言させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。
田口委員	こんにちは。今年度より佐貫小学校で教頭させていただいております田口と申します。よろしくお願いいたします。 　このような貴重な会議に参加させていただき、皆さん方のご意見をお聞きしたり、自分の考えをあらためてもう一度考え直したりする良いきっかけになるのではと期待しております。また、いろいろご意見をお聞かせいただければと思いますのでお願いします。
竹内委員	こんにちは。明治安田生命君津営業部で営業部長しています竹内と申します。よろしくお願いいたします。 　保険会社でもございますので、現在、私自身の職場は約 60 名強の従業員の部署でございますが、男性が２名、女性が 62 名ということで女性が非常に多い職場でお仕事させていただいていますので、今日のこの会議を参考に今後の仕事にも生かしていきながら勉強してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
橋本委員	こんにちは。日本製鉄の研究所、新富にある研究所に所属しております橋本と申します。よろしくお願いします。計画の時にも参加させていただきましたので、何かお役に立てればということで思っております。

	お願いします。
森田(吉)委員	こんにちは。木更津人権擁護委員の森田と申します。人権擁護委員ってもうなんかそれだけでちょっと堅苦しいんですけれども、私達人権一般に関わることを、一般市民として何かお役立てればということで、協議会として組織して活動しております。 私達の中にも男女共同参画委員という形で部署を設けながら、こちらでのテーマと同じような形で、少しでもそういうことについて、みんなに寄り添っていければということで活動しているところもありますので、こちらの活動について参考にさせていただければと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。
山口委員	こんにちは。ＪＡ君津女性部富津３支部の副支部長をしております山口と申します。 私は 20 年以上、葬儀社でお仕事させていただいております。私どもの会社は女性が多く、男性が社長と２人ぐらいしかいない、あとは全員女性の職場で働かせていただいております。 今回この男女共同参画審議会ということで、出席させていただきましたので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。 続きまして、本日、ご都合により欠席されている委員をご紹介します。イオンモール株式会社イオンモール富津　オペレーションマネージャーの森田葉子様にご就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、企画政策部長の石井から事務局の紹介をさせていただきます。
石井企画政策部長	企画政策部長の石井です。よろしくお願いいたします。それでは、事務局の紹介をさせていただきます。 企画課長の秦野でございます。 企画係長の牧野でございます。 企画係の神子でございます。 以上４名の出席です。どうぞよろしくお願いいたします。 ５　議題 議題（１）会長及び副会長の選出について

事務局	それでは、議題に入ります。 本来であれば議事進行につきましては、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第 11 条第１項の規定により、会長が議長となりますが、委員委嘱後、初めての会議であることから、会長及び副会長が不在となっております。そのため、会長が選出されるまでの間、石井企画政策部長が仮議長を務めさせていただきますので、ご了承くださるようお願いいたします。
石井仮議長	会長が選出されるまでの間、私の方で仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは、議題（１）会長及び副会長の選出についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	会長及び副会長の選出について、ご説明いたします。 富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第 10 条第１項に「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」と規定されています。 なお、互選の方法については、規則に規定はありませんが、同様の会議では指名推薦による方法があります。
石井仮議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、互選の方法といたしましては、指名推薦としてよろしいでしょうか。
委員全員	異議なし。
石井仮議長	ご異議がないようでございますので、会長及び副会長の選出方法は、指名推薦といたします。 どなたか、推薦をお願いいたします。
竹内委員	私といたしましては、会長には、教頭先生を務められているということで、広い視野と豊かな教養をお持ちだと思うので、田口委員にお願いいたしたく、また副会長には、人権擁護委員として活動され、地域の皆さんの相談に応じ、地域の実情にも通じていらっしゃると思うので、森田吉一委員にお願いしてはいかがかと思います。
石井仮議長	ただいま、竹内委員から、田口委員を会長に、森田吉一委員を副会長にとの推薦がありましたが、いかがでしょうか。 ご異議がないようでございますので、田口委員に会長を、森田吉一委

	員に副会長をお願いいたします。 それでは、田口委員と森田委員には、それぞれ会長席と副会長席に移っていただきまして、以後の議事運営をお願いしたいと存じます。
事務局	それでは、大変恐縮ですが、田口会長、森田副会長におかれましては、ご挨拶をいただきたいと存じます。田口会長、よろしくお願いいたします。
田口会長	ただいま会長に仰せつかりました田口と申します。何分不慣れなところもございますけれども、一生懸命務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
森田副会長	同じくご指名いただきました副会長を務めさせていただきます森田です。私も初めてこちらの会議に参加させていただくわけで、何もわからないんですけれども、会長さんを少しでも助けていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。ここからは、富津市男女共同参画のまちづくり条例施行規則第 11 条第１項の規定により、会長に議長となっていただき、進行をお願いします。田口会長、よろしくお願いいたします。
田口会長	まず初めに、本日の会議録署名委員を指定させていただきます。 竹内委員と山口委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。 議題（２）富津市男女共同参画計画の取組状況について
田口会長	それでは、議題に入ります。 議題（２）富津市男女共同参画計画の取組状況についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議題の（２）富津市男女共同参画計画の取組状況について、ご説明いたします。 まず、はじめに、富津市男女共同参画計画の概要をご説明いたします。資料１が「富津市男女共同参画計画」、資料２が計画の概要版となります。本日は資料２の概要版でご説明いたします。 １ページをご覧ください。本計画の目的としまして、富津市では、富津市男女共同参画のまちづくり条例を 2009 年（平成 21 年）４月から施

	行し、市、市民、事業者など市を支えるすべての人々が一体となって男女共同参画のまちづくりに積極的に取り組んできており、これまでの取組の更なる推進と、新たな課題に対応していくため、本計画を策定しました。 本計画の性格としましては、本市における男女共同参画の実現に向けた施策の基本的方向を明らかにしたものであり、男女共同参画社会基本法や富津市男女共同参画のまちづくり条例等の関係法令や、国や県の男女共同参画計画や富津市みらい構想等の関連諸計画を踏まえて策定しています。計画の期間としては、2023（令和５）年度から 2027（令和９）年度までの５年間としています。 次に、２ページをご覧ください。こちらは、本計画における施策の体系図となっています。富津市男女共同参画のまちづくり条例に示す基本理念のもと、今後５年間の計画期間においてキャッチフレーズを「誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち　ふっつ」に設定し、その実現に向け、基本目標を「多様性の意識づくり」、「あらゆる分野において誰もが共に活躍できる環境づくり」、「誰もが共に安心して暮らせる環境づくり」の３つとしています。基本目標にそれぞれ主要課題があり、主要課題に対して各担当課にて取組を定め、計画を推進しています。また、体系図の中で★印となっているものは、本計画における重点的に行う施策や取組となっています。 以上が計画の概要となります。 続いて、資料２概要版の裏表紙をご覧ください。先ほどご覧いただいた体系図に紐づく具体的取組の一覧となっています。これらの具体的取組の取組状況を取りまとめたものが資料３です。 次に資料３をご覧ください。全ての具体的取組について、表の一番上の行の真ん中あたりの列から、５年間の取組内容、令和５年度の取組内容、取組実績、自己評価、令和６年度の取組内容を記載しています。全部で 68 の取組事項があり、お時間の都合もありますので、重点取組としている事項の中からいくつかピックアップし、令和５年度の取組実績を中心にご説明いたします。 資料３の２ページをご覧ください。左端の番号の、６～８番の基本目標Ⅰ、主要課題１、多様性の尊重が１つ目の重点項目となります。 その内、７番のパートナーシップ制度導入に向けた検討・研究については、５年間の取組として制度導入について検討するとしていますが、令和５年度に県内や近隣市の導入状況を調べ、制度設計を進めました。制度概要については、この後の議題（３）で説明しますが、令和６年 10 月の導入に向けて進めているところです。 次に、27～29 番の基本目標Ⅱ、主要課題２、家庭生活における男女共

	同参画の促進が２つ目の重点項目となります。27 番の父親の子育てに関する学習機会の提供では、ジビエ料理教室を開催したり、29 番の父親の育児参加を促進する機運の醸成では、プレパパ応援講座を開催するなど、男性の家庭への参画を促進する取組を行いました。今後もこういった講座等を開催していくこととしています。 次に、30～33 番の基本目標Ⅱ、主要課題２、地域活動における男女共同参画の促進が３つ目の重点項目となります。31 番の自主防災組織における女性の参加の促進や、32 番の女性の視点を踏まえた避難所の運営体制の充実において、主に災害対応に係る部分について女性の参画を促す説明会等を実施しました。引き続き出前講座や訓練で働きかけていくこととしています。 次に、41～44 番の基本目標Ⅱ、主要課題３、各種産業における女性の活躍促進が４つ目の重点項目となります。こちらについては、セミナーの開催や周知、相談対応を主として取り組みました。各種産業において、担い手不足は課題となっていますので、女性活躍という観点はもちろんですが、男性、女性に関わらず支援を行い、担い手確保に努めることとしています。 次に、48 番の基本目標Ⅲ、主要課題１、ＤＶ防止対策の取組と相談支援体制の強化が５つ目の重点項目となります。こちらについては、富津市ＤＶ・虐待防止計画の推進ということで、男女共同参画計画とは別に定めている計画となります。虐待や差別に関するテーマでの研修や虐待予防の啓発などを各課で行いました。引き続き、虐待防止の啓発や関係機関と連携した支援を行っていくこととしています。 最後に、60～61 番の基本目標Ⅲ、主要課題２、様々な困難を抱えた人への支援が６つ目の重点項目となります。こちらについても、関係機関と連携した相談支援や専門職による支援などを行いました。引き続き、支援を行っていくこととしています。 以上が重点取組の取組状況です。 今後の取組に当たり、ご意見やご助言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で、議題（２）富津市男女共同参画計画の取組状況についての説明を終わります。
田口会長	ただいま事務局の説明が終わりました。 ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。
橋本委員	はい。ありがとうございました。 大枠でいうところの赤い星のところを今説明してただいたと認識して

	いるのですが、多分この手のお話っていうのは、富津市が他の自治体とか国も含めて、遅れているところを強化したいというものと、これからこういうことを積極的にやっていきたい、という２つに分かれると思うのですが、どちらに重点を置いているか。具体的な施策から言うと、例えばＤＶなんか私の周りであんまり聞いたことないので、これは後者になるのかなあと思うのですけど。
事務局	市としては、男女間の、これは女性がやるものだとか男性がやることだというものを無くして、みんな平等で男女助け合いながら相手を認めて良くしていこうという方向性を、市民の皆さんに知っていただく。 それで今回、次に議題に出ますパートナーシップの宣誓制度を導入するのですが､そういった性の多様性について皆さんに理解していただく、それで市全体で皆さんに知っていただいて、そういった方を地域に取り入れていただいて、より良くしていこうということで考えております。
橋本委員	私はみらい構想の方にも取り組ませていただいたところがあって､「誰もが活躍でき幸せに暮らせるまち　ふっつ」っていうのは、外から見てそこに住んでいる、あるいは住んでいる人がずっと住み続けたいっていうところをポイントとする。それには、例えば他の自治体と比べて何がいいとか、これはマイナスではない、要するにネガティブ側から平均的に持っていくのか、それとも尖がったものもやっていくのかっていうのがやはりあって、個人的には尖がった、ここは充実しているよっていうのがあった方がいいように思うのですけれど、観点からするとそれは要するに、一般的に誰もが疑問に思わない、安心して暮らせるっていう平均的なところを狙っているのですか。
事務局	はい。まずはこの部分でですね、市民の皆さんに取り入れていただくような取り組みをした上で、今回のパートナーシップの制度につきましては、近隣市の３市が先に導入はしているのですけれども、県内ではまだまだ導入が進んでいない自治体が多いということで、その点については他の地域よりは、君津地域が先に行っているのかなとは感じております。
橋本委員	ありがとうございます。
田口会長	他にご意見等はございませんか。 他にご質疑等ないようですので、議題（２）富津市男女共同参画計画の取組状況についてを終了いたします。

	議題（３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について
田口会長	次に、議題（３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議題の（３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）について、ご説明いたします。 それでは、資料４をご覧ください。 １の目的につきまして、この制度は、性別にとらわれない多様な生き方を認め合い、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指すことを目的としています。また、互いを人生のパートナーとする二者のパートナーシップの宣誓及び子や親等を家族として宣誓したことを市が証明するものです。 次に、２の制度の形式については、近隣市との今後の連携も想定し、調整がしやすいよう要綱という形式としています。 次に、３のパートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面及び精神面で互いに協力し合う関係であることを約束した２人の者の関係をいいます。 次に、４のファミリーシップとは、パートナーシップ関係にある２人のうち、いずれかまたは双方に子や親がいる場合、戸籍上親族とならない関係にある者の間において、ファミリーシップ宣誓を行うことで家族とみなす関係をいいます。 次に、５の対象者については、まずパートナーシップ宣誓に当たっては、成年であること、市内在住又は市内への転入を予定していることなどを要件としています。また、ファミリーシップ宣誓に当たっては、パートナーの一方の子又は親等であること。ただし、親又は満 15 歳以上の子の場合は本人の同意が必要としています。 次に、必要書類については、住民票の写し等の現住所を確認できるものや、戸籍謄本等の現に婚姻していないことがわかるものなどを提出していただくこととしています。 次に、７の交付する書類について、要件を満たしていることを確認したのち、宣誓したことを証明する証明書や証明カードを交付することとしています。 次に、８の証明書又は証明カードの提示により利用可能となる行政サービスについては、市営住宅の入居申込や子育て応援給付金等について、家族とみなして手続きできるよう調整をしております。

	今後のスケジュールにつきましては、６月に庁議で案を決定後、市議会へ説明し、その後パブリックコメントを行い、広く意見を聴取します。その後、９月に最終案を庁議で決定し、市議会へ説明、公表、周知期間を経て、10 月の制度施行を予定しております。 資料５につきましては、本制度の実施要綱となっておりますので、ご参考としてください。 以上で議題（３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度(案)についての説明を終わります。
田口会長	ただいま事務局の説明が終わりました。ご質疑、ご意見がございましたらお願いいたします。
橋本委員	はい。同性のパートナーに限定しないってことは、異性のパートナーで結婚しなくても宣言をすれば、こういうのが得られるという意味でしょうか。
事務局	はい。お仕事の関係とかで名字を変えたくないような事情がある方が、こういった制度を活用して、パートナーという形で。
橋本委員	もう一つ。同性のパートナーシップを現状ニーズというか、要望されている案件は結構多いんでしょうか。
事務局	本市につきましては、問合せ等はございません。ただ、木更津市はもう２年経つんですけれども、まだ 10 組までいかない程度で、袖ケ浦市と君津市がこの４月から実施してますけれども、君津市は２件ぐらい、袖ケ浦市はまだないような状況と伺っております。
橋本委員	ありがとうございました。
田口会長	はい。他にございませんでしょうか。
橋本委員	はい。ファミリーシップの話で、お子様の場合、満 15 歳以上の条件があるんですけれど、これは義務教育の話ですか。
事務局	そうですね、義務教育が終わった段階で本人の意思で。
事務局	補足としますと、15 歳は自分で養子縁組を意思決定できる年齢になりますので、それと似たような制度になるので 15 歳としています。

橋本委員	はい、ありがとうございます。
田口会長	他にございませんでしょうか。 司会なんですが、私も質問があります。先ほど、同性パートナーに限定しませんということで、異性の場合では名前を変えたくない場合があるということでしたが、結婚しても夫婦別姓とかあると思うんですけれど、それとは何が違うのでしょうか。
事務局	相手方との選択の過程で、籍は入れずにパートナーでやりたいという場合も、広く受け入れる意味での制度となっています。
橋本委員	公的書類は名字を変えないといけなくなっちゃうので、それにもちゃんと自分の名字を残りたいという話じゃなかったでしたっけ。
田口会長	そうなのですね、ありがとうございました。 他にございますかでしょうか。 他に質疑等ないようですので、議題（３）富津市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（案）については終了いたします。本日の議題については、全て終了いたしました。
	６　その他
田口会長	本日の議題について全て終了しましたが、その他として、委員の皆様から何かございますか。これまでの内容で聞き漏らしたこと、確認したいことでも構いませんので、ありましたらお願いいたします。 事務局から何かありますか。
事務局	今年度の次の会議につきましては予定しておりませんが、今後、本審議会で審議する案件等が生じた場合には、随時開催させていただきます。あらためて開催のご案内をいたしますので、ご承知おきください。 事務局からは以上です。
	７　閉会
田口会長	以上をもちまして、令和６年度第１回富津市男女共同参画審議会を閉会いたします。円滑な議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。